

海老名市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第6条第1項の規定により定めた海老名市耐震改修促進計画に基づき、ブロック塀等の撤去を行う所有者又は管理者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 道路に面した塀又は門柱で、コンクリートブロック、万年塀、石材等を用いて築造したものをいう。
- (2) 撤去工事 ブロック塀等を全て撤去する工事をいう（ブロック塀等の基礎や擁壁を兼ねた下部について、撤去しないことを市長が認めた場合を除く。）。
- (3) 道路 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項及び第2項に規定するものをいう。
- (4) 通学路等 道路のうち、市内の小学校に在籍する児童又は中学校に在学する生徒が通学するために使用する経路として教育委員会が指定した区間及び人の通行が多くブロック塀等の倒壊により被害を及ぼす恐れがあると市長が認める区間をいう。
- (5) 市税等 市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。

(補助の対象)

第3条 海老名市ブロック塀等撤去費補助金（以下「補助金」という。）の交付対象となるブロック塀等は、海老名市内に存するものであって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 面している道路から0.6m以上の高さのブロック塀等（擁壁の上に築造されて

いる場合は、擁壁を除く高さが0.6m以上) であること。

(2) 面している道路とブロック塀等が存する敷地の境界が確定していること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するブロック塀等は、この要綱の対象としない。

(1) 公共買収による物件補償対象のブロック塀等

(2) 販売を目的とした敷地に存するブロック塀等

(3) 道路境界を越境して存するブロック塀等 (撤去工事を行うことで越境を解消するものを除く。)

(4) この要綱によりブロック塀等を撤去したことがある敷地に存するブロック塀等

(5) 国、地方公共団体その他の公共団体が撤去を行う予定のブロック塀等

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたブロック塀等

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、市税等を滞納していない者であって、補助対象物を所有又は管理している者とする。ただし、管理者が申請する場合は、所有者についても市税等を滞納していない者でなければならない。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、撤去工事に要する経費とし、20万円を限度とする。ただし、通学路等に面しているブロック塀等の撤去工事については、30万円を限度とする。

2 前項の撤去工事に要する経費は、工事請負者の見積額又は市が定めた標準工事額のいずれか安価な額とする。

3 補助金の額に1,000円未満の金額がある場合は、これを切り捨てた額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、撤去工事に着手する前に海老名市ブロック塀等撤去費補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

(1) ブロック塀等撤去工事の見積書の写し(撤去工事費の内訳が分かるもの)

(2) 所有者同意書(管理者が申請する場合に限る。)

- (3) 所有者と管理者の関係を示す書類
- (4) 市税等に未納が無いことを証する書類
- (5) 案内図
- (6) ブロック塀等撤去工事平面図及び展開図（側面図）
- (7) 現況写真（撤去工事着手前）
- (8) その他市長が必要とする書類

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要ないと認めた場合は、前項各号に掲げる書類の一部の添付を省略することができる。

（交付・不交付決定）

第7条 市長は、前条第1項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付又は不交付を決定したときは、海老名市ブロック塀等撤去費補助金交付・不交付決定通知書（第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（変更又は取下げ）

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、申請内容に変更が生じた場合又は申請を取り下げる場合には、海老名市ブロック塀等撤去費補助金交付（変更・取下げ）申請書（第3号様式）に変更に係る書類を添えて市長に申請しなければならない。

（変更通知等）

第9条 市長は、前条の申請により交付決定の変更又は取消しを行った場合には、海老名市ブロック塀等撤去費補助金交付決定（変更・取消）通知書（第4号様式）により補助金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、海老名市ブロック塀等撤去費補助金完了実績報告書（第5号様式）に、次に掲げる書類を添付して、交付申請年度の2月末日までに、市長に報告しなければならない。

- (1) 撤去工事費内訳書
- (2) 撤去工事の施工中及び完了後の写真

(3) 撤去工事費の領収書の写し

(確定通知)

第11条 市長は、前条の実績報告の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、海老名市ブロック塀等撤去補助金確定通知書（第6号様式）により補助金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

(請求等)

第12条 補助金の確定通知を受けた者は、速やかに海老名市ブロック塀等撤去費補助金請求書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、30日以内に補助金を交付するものとする。

(取消し及び返還)

第13条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定を取り消し、又は交付した補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 申請に虚偽の内容があったとき。
- (2) 法令又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) 交付決定通知の条件等に違反があったとき。
- (4) その他市長が認めたとき。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

《平成30年10月2日・制定》

《令和4年4月1日・一部改正》